

じん肺、じん肺健康診断、じん肺管理区分について

～ 石綿作業に従事している（従事していた）方もお読みください！ ～

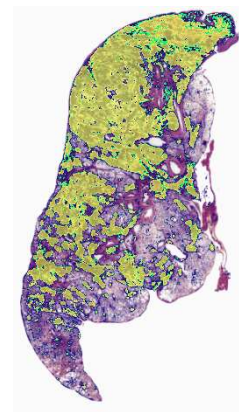
厚生労働省 奈良労働局

1 じん肺とは

小さな土ぼこりや金属の粒などの無機物または鉱物性の「粉じん」（石綿も粉じんに該当します）の発生する職場において、労働者が長年にわたり仕事をしていると、その粉じんを長期間にわたって大量に吸い込むことがあります。この結果、吸い込んだ粉じんに対し、肺が反応し、変化を起こして病気になることがあります。この病気を「じん肺」といいます。



< 正常な肺 >



< じん肺 >

ゴム風船が膨らんだり縮んだりするのと同じように、肺も本来は弾力があり伸縮して呼吸をするわけですが、粉じんを長期間にわたり大量に吸い込むことにより、肺が弾力性を失い硬くなることがあります。

肺は伸縮することにより酸素を体内に取り入れ二酸化炭素を放出しますが、肺が硬くなることにより、酸素と二酸化炭素のガス交換が不十分となり、血液中の酸素濃度が不足して息苦しさ（呼吸困難）が起こります。

また、じん肺が進行すると、さまざまな疾病を合併して発症することがあります。法令では、じん肺と特に関係が深い合併症として、肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸および原発性肺がんの6つを認めています（石綿肺における中皮腫も業務上疾病として認められています）。

【法令上の定義】

じん肺〔じん肺法第2条第1項第1号〕

粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病をいう。

合併症〔じん肺法第2条第1項第2号〕

じん肺と合併した肺結核その他のじん肺の進展経過に応じてじん肺と密接な関係があると認められる疾病をいう。

粉じん作業〔じん肺法第2条第3号〕

当該作業に従事する労働者がじん肺にかかるおそれがあると認められる作業をいう。

具体的な粉じん作業の内容は、じん肺法施行規則の別表を参照してください。

なお、そもそも粉じんを吸い込まないようにするため、労働安全衛生法、粉じん障害防止規則及び石綿障害予防規則では、作業内容によって、作業場所に局所排気装置を設置し、また、呼吸用保護具（防じんマスク）を労働者に使用させること等を義務付けています。

2 じん肺健康診断について

現在も雇用する「常時粉じん作業に従事する労働者（過去に常時粉じん作業に従事したが、現在は非粉じん作業に従事する労働者も含みます）」の健康管理のため、事業者は次のとおり、じん肺健康診断を実施しなければなりません。

（１）じん肺健康診断の実施頻度〔じん肺法第７条、８条、９条、９条の２〕

じん肺健診の種類	対象者 一部記載を省略しています			実施頻度 （時期）
就業時健康診断 〔じん肺法第7条〕	新たに常時粉じん作業に従事することになった労働者			就業の際
定期健康診断 〔じん肺法第8条〕	現在、常時粉じん作業に従事する労働者	（下記の労働者を除く）		3年に1回
		左記に該当し、じん肺管理区分が管理2または管理3の労働者		1年に1回
	過去に常時粉じん作業に従事したが、現在は非粉じん作業に従事する労働者	左記に該当し、じん肺管理区分が管理2の労働者		3年に1回
		左記に該当し、じん肺管理区分が管理3の労働者		1年に1回
定期外健康診断 〔じん肺法第9条〕	常時粉じん作業に従事する労働者が、労働安全衛生法第66条第1項または第2項の一般定期健康診断において、「じん肺所見あり」または「じん肺の疑いあり」と診断されたとき （じん肺管理区分が管理2、3、4と決定された者を除く）			遅滞なく
離職時健康診断 〔じん肺法第9条の2〕	右記に該当する労働者が、離職の際にじん肺健康診断を行うよう求めたとき	現在、常時粉じん作業に従事	前回のじん肺健康診断の受診から1年6か月以上経過（下記の労働者を除く） じん肺管理区分が管理2または管理3の労働者であって、前回のじん肺健康診断の受診から6か月以上経過	離職の際 （遅滞なく）
		過去に常時粉じん作業に従事したが、現在は非粉じん作業に従事	じん肺管理区分が管理2または管理3の労働者であって、前回のじん肺健康診断の受診から6か月以上経過	

(2) じん肺健康診断の検査項目〔じん肺法第 3 条〕（【別添】参照）

粉じん作業の職歴の調査

胸部エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真）

型	エックス線写真の像
第 1 型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が「少数あり」、かつ、「大陰影がない」と認められるもの
第 2 型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が「多数あり」、かつ、「大陰影がない」と認められるもの
第 3 型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が「極めて多数あり」、かつ、「大陰影がない」と認められるもの
第 4 型	「大陰影がある」と認められるもの

胸部臨床検査

肺機能検査

と は、検査の結果、右欄の状況に応じて、左欄のとおり区分されます

区分	肺機能障害の有無、程度
F (-)	じん肺による肺機能障害が認められない
F (+)	じん肺による肺機能障害はあるが、F (++) には達しないと認められる
F (++)	じん肺による著しい肺機能障害があると認められる

（胸部臨床検査の結果疑いがある場合）結核精密検査その他合併症に関する調査

3 じん肺管理区分決定について

じん肺管理区分の決定申請があれば、申請する者（労働者）の住所地を管轄する労働局長は、じん肺健康診断の結果等を踏まえた地方じん肺診査医の意見を参考に、じん肺管理区分を決定します（実際の担当窓口は、労働局健康安全課です）。

(1) じん肺管理区分の種類〔じん肺法第 4 条、13 条〕

じん肺管理区分は、「管理 1 」、「管理 2 」、「管理 3 イ」、「管理 3 ロ」および「管理 4 」の 5 段階に分かれており、管理 1 は「じん肺の所見がない」という区分ですが、管理 2 以上は「じん肺の所見がある」ということを示しています。なお、数字が大きくなるほどじん肺が進行していることを意味しています。

なお、「管理 4 と決定された場合」もしくは「管理 2、管理 3 イ、管理 3 ロと決定され、合併症にかかった場合」であって、労災保険の補償についてお尋ねになりたい場合は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署の労災課までお問い合わせください。

(2) じん肺管理区分の決定申請を行う者〔じん肺法第12条、15条、16条〕

事業者は、現に雇用している労働者（常時粉じん作業に従事している者もしくは過去に常時粉じん作業に従事していて現在は非粉じん作業に従事している者）に対するじん肺健康診断の結果、当該労働者にじん肺の所見があると診断された場合、じん肺管理区分の決定を申請します（これを「12条申請」といいます）。

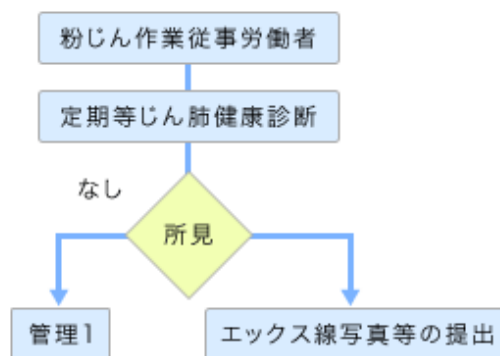
また、労働者は、在職の有無にかかわらず、いつでも申請することができます（このことを、労働者による「随時申請（15条申請）」といいます）。なお、離職している場合は、本人自らじん肺健康診断を受けることになります。

なお、事業者であっても、労働者に関して「随時申請（16条申請）」することは可能です。

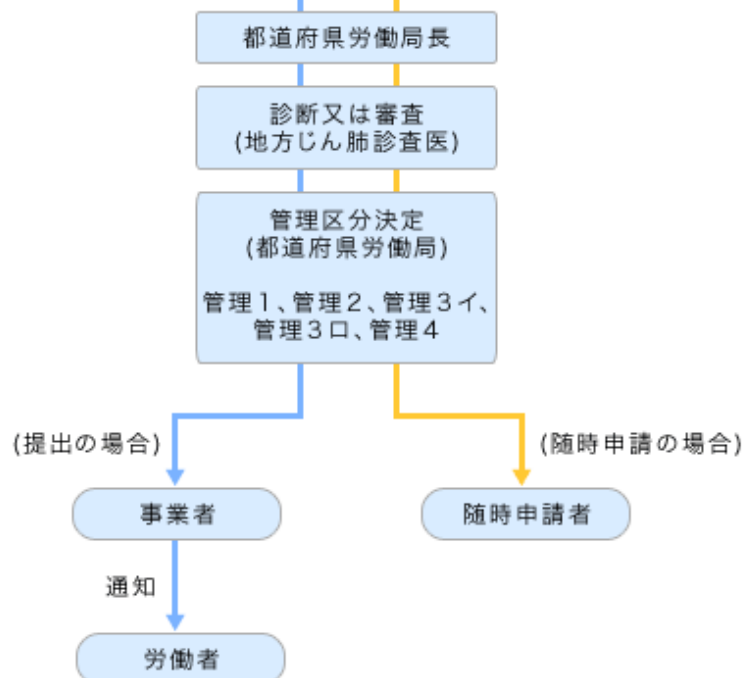
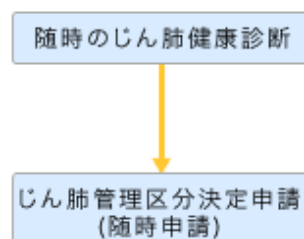
(3) じん肺管理区分の決定申請の手続き〔じん肺法第13条ほか〕

申請から決定までの流れ

< 事業者からの申請 >



< 労働者からの随時申請 >



提出書類

申請者は、次の書類をそろえ、労働局健康安全課へ提出してください。

ア 事業者が申請する場合に必要なもの

- ・ **エックス線写真等の提出書**（じん肺施行規則様式第2号） 【 別添 】

イ 労働者が申請する場合（随時申請の場合）に必要なもの

- ・ **じん肺管理区分決定申請書**（じん肺施行規則様式第6号） 【 別添 】

直近で粉じん作業に従事していた事業場の事業者証明が必要です（廃業している場合は、同僚から「粉じん作業に従事していたこと」を証明してもらってください）。

ウ 事業者、労働者のいずれが申請する場合であっても共通して必要なもの

- ・ **じん肺健康診断結果証明書**（じん肺施行規則様式第3号） 【 別添 】
 - ・ **直接撮影による胸部全域のエックス線写真**
 - ・ **DR（FPD）またはCR写真の「確認表」**
- } 医療機関から借り受けて（証明してもらって）ください

じん肺管理区分を決定したときの書類

- ・ **じん肺管理区分決定通知書**（じん肺施行規則様式第4号） 【 別添 】

労働局長から申請者あて交付するものです。

- ・ **じん肺管理区分等通知書**（じん肺施行規則様式第5号） 【 別添 】

事業者が申請した場合であって、管理区分が決定した際に、事業者から該当労働者へ通知するときに使用するものです。

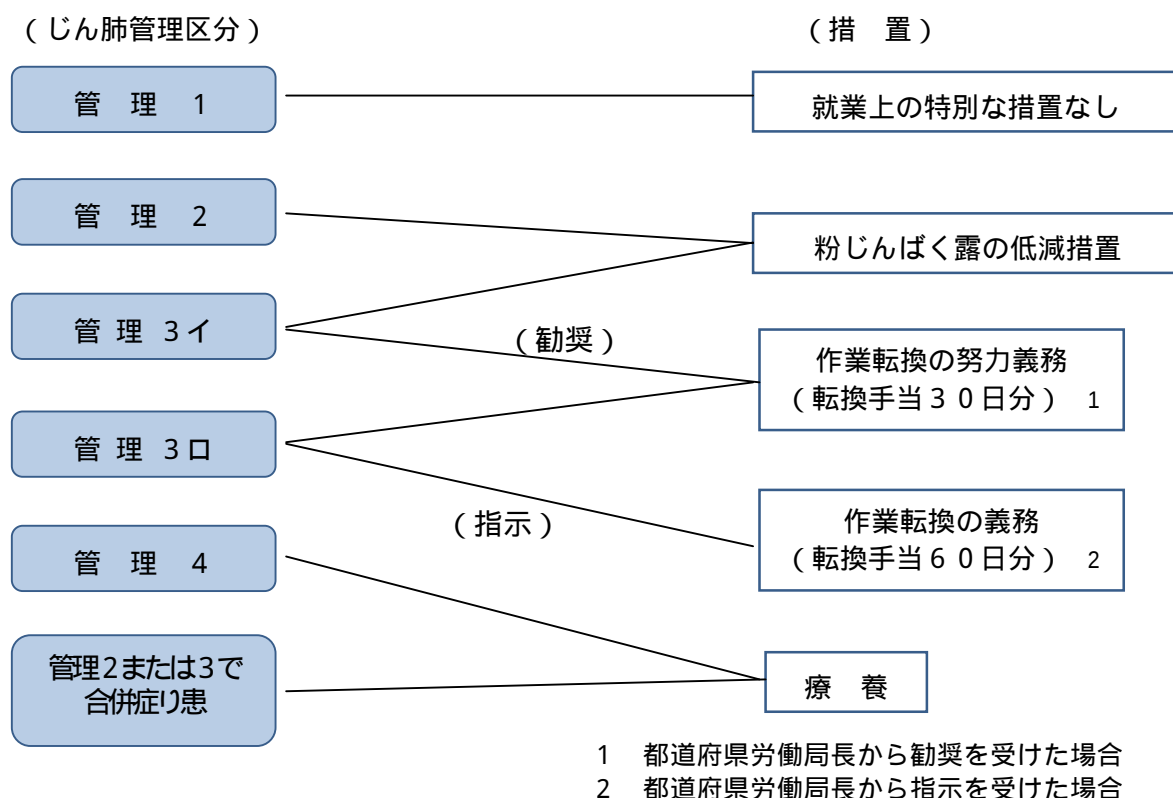
（４）じん肺管理区分とじん肺健康診断の結果の関係

じん肺管理区分		じん肺健康診断の結果
管理 1		じん肺の所見がないと認められるもの
管理 2		エックス線写真の像が第 1 型で、じん肺による著しい肺機能の障害がない（F（-）またはF（+））と認められるもの
管理 3	イ	エックス線写真の像が第 2 型で、じん肺による著しい肺機能の障害がない（F（-）またはF（+））と認められるもの
	ロ	エックス線写真の像が第 3 型または第 4 型（大陰影の大きさが一側の肺野の 3 分の 1 以下のものに限る）で、じん肺による著しい肺機能の障害がない（F（-）またはF（+））と認められるもの
管理 4		1 エックス線写真の像が第 4 型（大陰影の大きさが一側の肺野の 3 分の 1 を超えるものに限る）と認められるもの 2 エックス線写真の像が第 1 型、第 2 型、第 3 型または第 4 型（大陰影の大きさが一側の肺野の 3 分の 1 以下のものに限る）で、じん肺による著しい肺機能の障害がある（F++）と認められるもの

(5) じん肺管理区分に応じて事業者が講ずべき措置〔じん肺法第20条の2から23条〕

雇用する労働者がじん肺管理区分の決定通知を受けた事業者は、労働者に対し、じん肺管理区分を通知しなければなりません。また、管理2および管理3イと決定された労働者について、事業者は、就業場所を変更したり、粉じん作業に従事する時間を短縮するなど粉じんにさらされる度合いを減らすよう努力しなければなりません。

なお、管理区分と講じなければならない措置の関係を図示すると、次のとおりです。



4 健康管理手帳〔労働安全衛生法第67条〕

【別添】

労働者が離職した後に、一定の要件を満たす場合は、当該労働者であった本人が管轄の労働局長に対し、「健康管理手帳」を申請することができます。

申請が認められれば、

- ・ じん肺管理区分として管理2、管理3イまたは管理3ロの決定を受けている場合は、「健康管理手帳(じん肺)」の交付を受けることができ、1年に1回、公費により、指定した医療機関において「じん肺健康診断」
- ・ 石綿にかかる作業従事歴または石綿健康診断の結果において石綿特有の所見が認められた場合は、「健康管理手帳(石綿)」の交付を受けることができ、6か月に1回、公費により、指定した医療機関において「石綿健康診断」

を、それぞれ受診することができます。

じん肺管理区分決定申請、健康管理手帳などの詳細は、奈良労働局健康安全課(電話 0742 - 32 - 0205)までお尋ねください

エックス線写真等の提出書

(じん肺施行規則様式第2号)

様式第2号(第13条関係)

事業の種類			事業場の名称		事業場の所在地		
					郵便番号 ()		
					電話 ()		
			受診対象労働者数		受診労働者数		
					計	じん肺の所見がないと診断された労働者	じん肺の所見があると診断された労働者
実施したじん肺健康診断	就業時健康診断 (法第7条)						
	定期健康診断 (法第8条)	現に粉じん作業に従事している労働者					
		粉じん作業から作業転換した労働者					
	定期外健康診断 (法第9条)						
	離職時健康診断 (法第9条の2)						
計							
当該提出に係るじん肺管理区決定対象労働者数							
添付資料	1	엑스線寫真		枚			
	2	じん肺健康診断の結果を証明する書面		枚			
	3	その他の参考資料					

年 月 日

事業者 職 氏名

労働局長 殿

じん肺管理区分決定申請書

(じん肺施行規則様式第6号)

様式第6号(第20条関係)

じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
		郵便番号()
		電話 ()
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 枚 3 その他の参考資料	
じん肺に基づき第十五条の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する(労働者)であることに相違ありません。 年 月 日 事業者 職 氏 名	
市町村通知の否	諾	否

年 月 日

郵便番号() 電話()

申請者 住所
氏名

労働局長殿

じん肺健康診断結果証明書

(じん肺施行規則様式第3号)

模式第 3 号 (第 13 条、第 20 条、第 22 条関係)

[illegible]

備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

じん肺管理区分決定通知書

(じん肺施行規則様式第4号)

労働局長が申請者に対し通知する様式です。

様式第4号(第16条関係)

じん肺管理区分決定通知書		第 号 年 月 日	
都道府県労働局長 印			
年 月 日本籍あて(提出)のあつたじん肺管理区分の決定に関する(提出)			
に基づき、じん肺法(第13条第2項(同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。)) 第15条第3項において準用する同法第13条第2項 第16条第2項において準用する同法第13条第2項			
の規定により下記のとおりじん肺管理区分を決定したので通知します。			
なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があつた日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。			
また、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があつた日から1年を経過した場合は、提起することができません。			
なお、決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。			
記			
氏 名	住 所	じん肺管理区分	備 考
			じん肺健康診断の結果
			エックス線写真の像
			肺機能の障害
			かかっている合併症の名称
			療養の要否
		管理1	PR0
		管理2	PR1
		管理3イ	PR2
		管理3ロ	PR3
		管理4	PR4(A, B)
			PR4(C)
			F(-)
			F(+)
			F(+)
			要
			否
		管理1	PR0
		管理2	PR1
		管理3イ	PR2
		管理3ロ	PR3
		管理4	PR4(A, B)
			PR4(C)
			F(-)
			F(+)
			F(+)
			要
			否
		管理1	PR0
		管理2	PR1
		管理3イ	PR2
		管理3ロ	PR3
		管理4	PR4(A, B)
			PR4(C)
			F(-)
			F(+)
			F(+)
			要
			否

じん肺管理区分等通知書

(じん肺施行規則様式第5号)

事業者がじん肺管理区分の決定申請した場合(12条申請、16条申請)であつて、管理区分が決定したときに、事業者が当該労働者に対し通知する様式です。

様式第5号(第14条関係)

じん肺管理区分等通知書	
氏名	
住所	
年 月 日	労働局長により、じん肺法
(第13条第2項(同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。))の規定に基づきじん肺管理区分が決定されたので通知します。	
健康管理上留意すべき事項	
管 理 1	じん肺の所見はなく、特に就業上の制限はありません。
管 理 2	粉じんにかさされる程度を少なくすることが必要です。
管 理 3イ	粉じんにかさされる程度を少なくすることが必要です。場合によっては、粉じん作業から作業転換することが望まれます。
管 理 3ロ	粉じん作業から作業転換することが望まれます。
管 理 4	療養が必要です。
合併症	()にかかっている。療養が必要です。
年 月 日	
事業者 職 氏名 印	

健康管理手帳の表紙

(じん肺、石綿)

